

【趣旨説明】

久保 亨

今年（2018年）は、第一次世界大戦終結から100年目に当たる。人類が初めて体験した世界大戦は各地に大きな影響を及ぼすが、それは中国も例外ではなかった。成立直後の中華民国では、袁世凱政権下の集権化政策が行き詰まりを見せる一方、分権化傾向が強まり南方政府が無視できない存在になり始める。中華民国をめぐる国際環境も、日本が二十一箇条要求を強要し援護政策を展開するなか、大戦以前とは大きく異なる様相を見せるようになった。それに加え、ロシア革命の勃発とシベリア干渉戦争の展開が、一層事態を複雑化させていく。しかし残念ながら従来の中国近現代史研究では、この時期を五四運動の前史や軍閥混戦が始まった時期とかたづけ、中華民国の主体性を十分に認識することに成功していなかったように思われる。

そこで、大戦終結から100年を迎えるのを一つの機会として、民国史論の会と順天時報の会の共催により、第一次世界大戦がこの時期の中華民国に与えた衝撃を総括的に議論する場を設けることにした。以下、開催にあたって、検討の主な対象と研究史の概略を確認しておきたい。

対象とする時期は、狭い意味でいえば、第一次世界大戦の勃発から終結まで、すなわち1914年7月28日から1918年11月11日まで、つまりおよそ百年と1週間前までということになるが、広い意味では、第一次世界大戦終結後にいくつかの講和条約が結ばれ、さらにワシントン会議を経て山東の主権が日本から中国に返還されるまでの時期、すなわち1914年から1922年頃までになる。

また対象とする中華民国についていえば、これも狭い意味でいえば、中華民国という国家体制、すなわち北京を首都としていた中華民国政府の行政・立法・司法機構、軍隊、各地に置かれた行政機構などになるが、広い意味でいえば、中華民国という国家の領域内にあったさまざまな政治軍事勢力、社会経済、文化思想、諸地域諸民族の総体を考慮する必要があり、場合によっては、中華民国という国家に必ずしも統合されていない、ないし統合されることを拒否しようとした存在を含むことになる。

日本における中華民国史研究は、1970年代から主に南京国民政府期を対象として開始され、中華民国北京政府期を対象とする研究も1980

年代から徐々に蓄積されてきた。1980年代～1990年代の先駆的な研究を紹介した[浜口1993]は、3つの研究潮流を確認している。その第1は、袁世凱政権の政策を客観的に評価する試みであり、[野澤1984]、[渡邊1987]、[浜口1987]などは、袁世凱政権の下で張謇、周学熙らが推進した経済財政政策には、実業の振興と財政の確立という観点から見て評価に値するものが含まれていたと指摘した。第2の流れは、五四運動が日本の山東占領に反対する民族運動であったという基本的な性格を再認識するとともに、それを踏まえ北京政府の位置づけを見直そうとした笠原十九司らの研究である。さらに第3の重要な流れとして、個々の行財政機関の実体を明らかにし、それに基づき中央・地方関係の新たな理解をめざした金子肇のような研究も模索されつつあった。以上の観点は、論文集[中央大学人文科学研究所編1999]と関連シンポジウムなどを経て、その後の研究に継承されていく。同書の笠原論文と川島論文は、後にそれぞれ[笠原2014]、[川島2004]に生かされ、シンポジウムでの金子報告は[金子2008]に盛り込まれている。その後、2000年代から2010年代にかけ北京政府史研究は徐々に厚みを増していった。

政治体制の研究に即していえば、[金子2008]、[曾田2013]、[金子2015]などによって立憲主義政治体制と国会の役割に関する理解が深まり、それに沿った見取り図の中で、[味岡2015]に代表される政治史研究が進められている。一方、外交史に関しても[川島2004]の浩瀚な研究が出版された後、近年の[小池2014]、[川島2018]にいたるまで、第一次世界大戦期を中心に北京政府外交の主体性の評価が進んだ。また財政経済に関しては、前掲の[金子2008]が経済調査機関について論じていたほか、国会で審議された予算案を分析素材とした[佐藤2018]も発表された。その他、[高田2011]は教育史に即して、[森川2015]は政治思想史に即して、また[小野寺2014]はナショナリズム史に即して北京政府期の問題を考察したものであった。

とはいえる南京国民党政権に関する研究に比べるならば、中華民国北京政府に関する研究が全般的に立ち遅れてきたことは否めない。その主要因は次のように整理できる。

まず第一に北京政府時期を歴史的に認識し、近現代史全体の中で位置づける努力が不足していたことである。辛亥革命や国民革命による断絶

面ばかりが強調され、革命の前後に存在した連続面、継承面が十分に注意されずにきてしまった。実際には、たとえば教育に関していうと、清朝が1902年に制定した学制を大きく変えることになったのは中華民国北京政府が制定した1922年の学制であり、それが南京国民政府の時期にも継承された。また近代的な法律制度も、清朝の新政時期に着手されたものが中華民国北京政府に継承され、さらにそれが南京国民政府へ継承され、整備されている。さらに中国経済の発展についてみれば、北京政府期に綿紡績業、製粉業などが急成長した事実を軽視することはできない〔久保・加島・木越2016〕。

研究が立ち遅れた第二の要因は、研究を強力に推進する主体が存在しなかったことである。南京国民政府史の研究に関しては中国第二歴史檔案館、南京大学、及び台湾の中央研究院、国史館などが強力に推し進めたのに対し、中華民国北京政府史に関しては、そのような研究主体が存在しなかった。さらにいえば、中華民国北京政府の関係者の中に戦時期に対日協力者（「漢奸」）になる人々が比較的多く出たことも影響した。中華民国史の展開全体が、北京政府に関する研究の立ち遅れを生んだともいえよう。

研究が遅れた第三の要因は、史料が散在しているうえ、その利用条件が悪かったことである。北京には史料が系統的に残されておらず、大部分の史料は台湾や南京に分散して存在している。大總統であった袁世凱の全集は、ようやく最近になって刊行された（全36巻、河南大学出版社、2013年）。ただし新聞報道や各種の政府公報類などを丹念に読み込むならば、相當に詳しい事情を明らかにすることは可能であることは大切な点である。

最後に言及しておきたいことは、これまで歴史家が、北京政府に関し、過度に否定的なイメージを描いてきたのではないかという問題である。確かに辛亥革命時の革命派の多くが北京政府から排除され、中央政府は弱体で不安定であり、政治に対する軍人の影響は大きなものであった。しかしすでに述べたように、外交、教育、経済などの諸領域で、北京政府がある程度は中央政府としての役割を發揮し、主権回復と近代化の推進に貢献したことは、動かしがたい事実である。政治が完全に軍人万能で動いていたわけではなく、段祺瑞と国会の関係などに示されるように、

有力な軍人と雖も国内の世論を無視することはできなかった。さらに山西の閻錫山政権や雲南の蔡鍔＝唐繼堯政権をはじめ、開明的ともいえる軍人主導地方政権が存在したことでも重要であって、戦後の開発途上国や明治日本の事例なども想起されてよい。徐世昌のような、いわば文官系人材の存在と役割についても、今後、検討を深める余地が残されている。

今回のシンポジウムが、以上のような状況を打破し、さまざまな角度から中華民国史研究が発展していく契機になることを期待したい。

[参照文献]

- 味岡 徹 2015 「中国の第一次世界大戦参加問題と国会解散」『軍事史学』
199・200
- 小野寺史郎 2014 「中国ナショナリズムと第一次世界大戦」(山室信一ほか
編『現代の起点 第一次世界大戦 1 (世界戦争)』、岩波書店)
- 笠原十九司 2014 『第一次世界大戦期の中国民族運動：東アジア国際関
係に位置づけて』、汲古書院
- 金子 肇 2008 『近代中国の中央と地方：民国前期の国家統合と行財政』、
汲古書院
- 金子 肇 2015 「民意に服さぬ代表——新国会の「議会專制」」(深町英夫編『中
国議会百年史』、東京大学出版会)
- 川島 真 2004 『中国近代外交の形成』、名古屋大学出版会
- 川島 真 2018 「中国の第一次世界大戦参戦：対ドイツ抗議・断交を中心に」
『東アジア近代史』22
- 久保 亨・加島 潤・木越義則 2016 『統計でみる中国近現代経済史』、東
京大学出版会
- 小池 求 2014 「中国の不平等条約改正の試みと第一次世界大戦」(池田嘉
郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』、山川出版社)
- 佐藤淳平 2018 「民国八（1919）年度予算案の編成と安福国会」『社会經
済史学』83-4
- 曾田三郎 2013 『中華民国の誕生と大正初期の日本人』、思文閣出版
- 高田幸男 2011 「民国期教育におけるプラグマティズムと民主主義」(久
保亨・嵯峨隆編『中華民国の憲政と独裁：1912-1949』、慶應義塾大学出版会)
- 中央大学人文科学研究所編 1999 『民国前期中国と東アジアの変動』、中
央大学出版部

- 野澤 豊 1984 「民国初期、袁世凱政権の経済政策と張謇」『近きに在りて』5
浜口允子 1987 「周学熙と農工銀行：民国初期の実業振興と財政政策」『近代中国の経済と社会 日本大学経済科学研究所紀要』11
浜口允子 1993 「北京政府論」（野沢豊編『日本の中華民国史研究』、汲古書院）
森川裕貴 2015 『政論家の矜持：中華民国時期における章士釗と張東蓀の政治思想』、勁草書房
渡辺 悅 1987 「袁世凱政権の財政経済政：周学熙を中心として」『近きに在りて』11

【報 告】

〈政治 I〉 新約法体制の立憲的可能性と第一次世界大戦

金子 肇

はじめに—問題の所在—

袁世凱の中華民国約法（以下、新約法）体制は、第一次世界大戦が勃発する約3ヶ月前の1914年5月に成立し、大戦最中の16年6月に崩壊した。2年余り続いたこの体制は、存立の時期から見て、大戦のインパクトを直截に受けた政治体制であったといえるかもしれない。また、大戦中に帝制が実施され、「国体」が変革されたにもかかわらず、新約法が、なぜ全く改定もされず国家基本法であり続けたのかという疑問もわいてくる。

こうした問題は、第一次世界大戦との関わりで、新約法体制の政治的 possibility を検討する必要性があることを示唆するが、その点をめぐる先行研究としては、山田辰雄、吉澤誠一郎、曾田三郎各氏の研究が注目される。山田氏と吉澤氏はともに、袁世凱の憲法顧問であったグッドナウが、新約法体制に立憲政治発展の可能性を展望していたと指摘している。一方、曾田氏はより踏み込んだ形で、新約法の先に「成熟した立憲国家の形成」が予定されていたと述べる。

ここで問われるべきは、新約法下における「立憲政治の発展」や「立憲国家の形成」の具体的な内実、すなわち新約法体制の立憲的可能性である。もちろん、短期間で潰えた同体制の可能性を探ることは容易ではない。そこで、ここではグッドナウが新約法下の中国政治の展開を明治・大正期の